

## 農林年金改正法が通常国会で可決・成立

— 改正法の公布から2年以内に施行され特例一時金を支払い給付完了へ —

農林年金改正法案（「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案」）は、5月10日、衆議院本会議にて可決され参議院に送付されてきました。

参議院での審議は、5月15日提案理由説明、5月17日参議院農林水産委員会での審議の後、5月18日、参議院本会議において全会一致で可決・成立しました。

なお、衆議院に続き参議院においても、与野党全7会派共同で法案に対する附帯決議の動議が提出され、総員の賛成により附帯決議を付すことが決定されました（参考1、2）。

成立した改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっており、施行日以降、対象者全員に特例一時金を支給して農林年金の給付は完了することになります。

農林年金では、平成25年9月に組織決定した方針に基づき、これまで制度完了に向けた取り組みを2段階で進めてきましたが、約5年間の取り組みを経て、今回の法律改正により、ようやく最終的な制度完了へ向かうことができるようになりました。

今後は、特例一時金の対象となるすべての方に、スムーズに給付完了ができるように、特例一時金制度についてできる限りの周知活動に努めるとともに、支給に要する所要財源の確実な確保に向けた取り組みを進めてまいります。

制度関係者の皆様には、これまでの多大なるご理解とご協力に厚く感謝申し上げますとともに、今後ともより一層のご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

## 【改正法成立までの主な審議経過】

- 3月6日 政府が農林年金改正法案を閣議決定・国会提出
- 4月18日 衆議院農林水産委員会 提案理由説明
- 5月9日 衆議院農林水産委員会 審議、採決、全会一致で可決
- 5月10日 衆議院本会議 可決、参議院に送付
- 5月15日 参議院農林水産委員会 趣旨説明
- 5月17日 参議院農林水産委員会 審議、採決、全会一致で可決
- 5月18日 参議院本会議 可決・成立
- 5月25日 改正法 公布

## 【改正法の概要】

今回成立した改正法は、以下のとおりの内容となっています。

### (1) 法律改正の目的

- 特例年金の給付（年金給付）に代えて、「一時金」を支給することにより農林年金の給付を終了させることを目的としています。

### (2) 改正法の施行日

- 改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

### (3) 「特例一時金」の対象者

年金受給者	改正法の施行日の前日（以下「基準日」と呼称。）において特例年金の受給権を有している者（退職給付、遺族給付、障害給付のすべての受給者）
年金未裁定者	基準日において特例年金の受給権を有していないが1年以上の続合前の農林年金への加入期間を有している者

#### (4) 「特例一時金」の額

年金受給者	基準日の翌月以降の特例年金の現価相当額 ※ 基準日の翌月分から終身にわたり受給する年金（平均余命相当分の年金 <sup>【注1】</sup> ）の総額を一定の割引率 <sup>【注2】</sup> により割り引いた額
年金未裁定者	支給開始年齢に達する日の翌月以降の特例年金の施行日における現価相当額 ※ 支給開始年齢に達する日以降に支給される年金（平均余命相当分の年金 <sup>【注1】</sup> ）の総額を一定の割引率 <sup>【注2】</sup> により割り引いた額から、さらに施行日から支給開始年齢までの予定生存率 <sup>【注1】</sup> と一定の割引率 <sup>【注2】</sup> により施行日まで割り引いた額

【注1】 平均余命相当分の年金の算定等に用いる予定生存率：厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料を勘案して、農林水産省令で定める。

【注2】 割引率：厚生労働省が行う財政検証に用いられる市場金利の動向その他の事情を勘案して、農林水産省令で定める。

#### (5) 「特例一時金」の請求手続と時効

##### ① 「特例一時金」の請求手続

年金受給者	基準日において年金の決定を受けている者（年金を請求中の者を含む。）は請求書の提出不要
年金未裁定者	請求書の提出必要

##### ② 「特例一時金」の時効

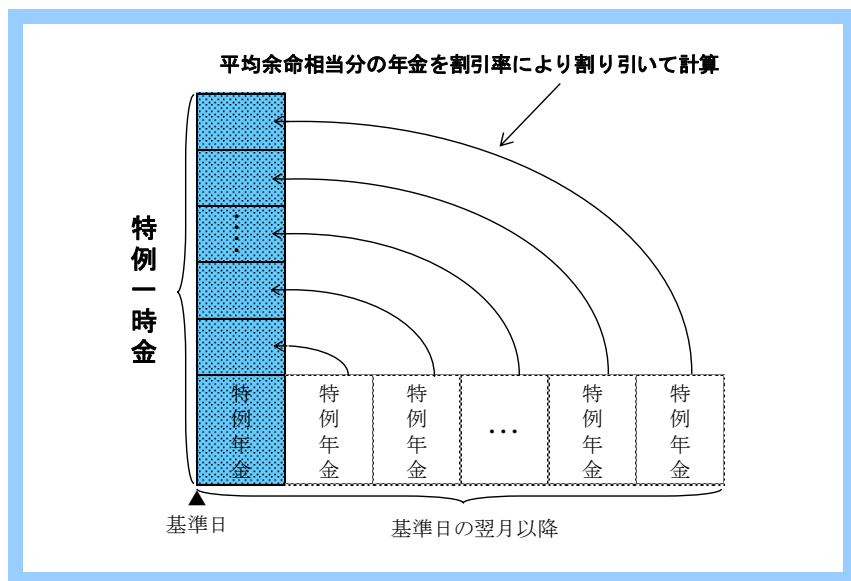
- 「特例一時金」を受ける権利は、改正法の施行日から5年で時効消滅します。

#### (6) 「特例一時金」の税金

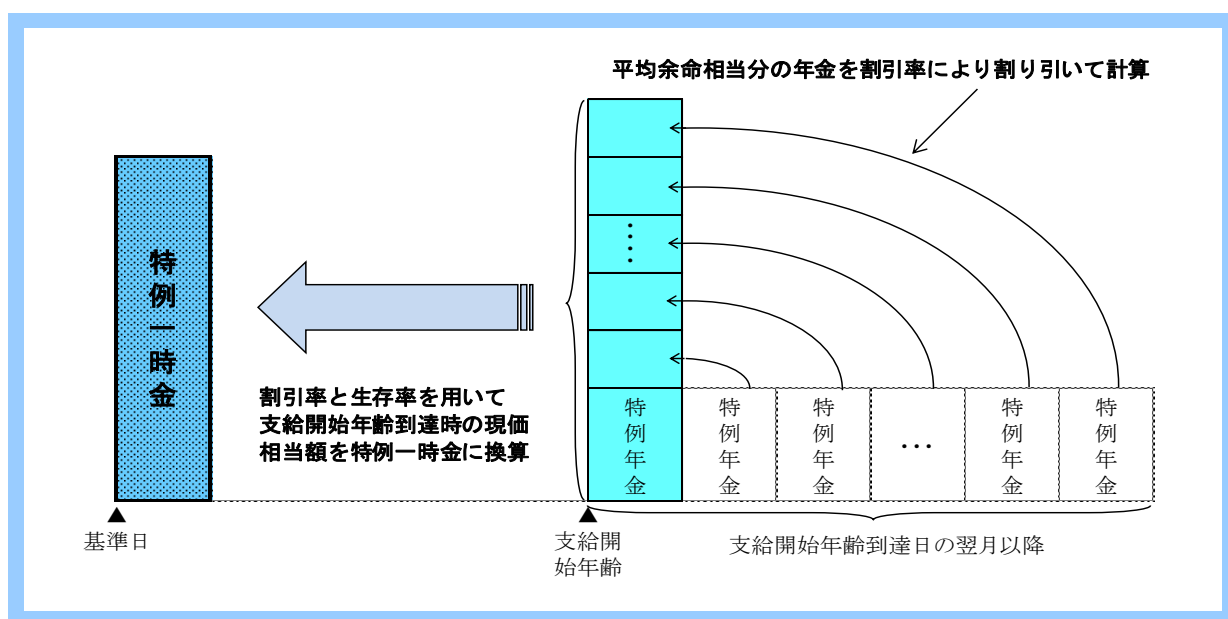
- 年金受給者に支給する「特例一時金」にかかる税金の取り扱いは、所得税法等の改正により次のとおりとなりました。

退職・老齢系の特例一時金：所得税法に規定する「退職手当等」とみなす。 障害・遺族系の特例一時金：所得税を課さない。
--

【図表 1】 年金受給者の特例一時金計算の仕組（イメージ）



【図表 2】 年金未裁定者の特例一時金計算の仕組（イメージ）



【この件についてのお問い合わせ先】

企画課 03 (3219) 3102

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 本法の施行日の前日における特例年金給付の未裁定者が特例一時金の支給を受ける権利は、その支給事由が生じた日から五年を経過したときに時効によって消滅することから、本制度について十分な周知徹底を図ること。
  - 二 特例一時金の支給に要する財源については、組織変更等を行った農林漁業団体から特例業務負担金を徴収する根拠とするための指定法人化を適切に行うとともに、存続組合が農林漁業団体に特例業務負担金を長期前納させること等により、その確保ができるよう指導すること。
  - 三 存続組合が解散に至るまで、一時的な事務量の増加等による要員不足等の問題に適切な対応を行うよう指導すること。
  - 四 存続組合の解散時に在籍している職員について、当該職員の雇用の確保を適切に行うよう指導すること。
- 右決議する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合

法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 本法の施行日の前日における特例年金給付の未裁定者が特例一時金の支給を受ける権利は、その支給事由が生じた日から五年を経過したときに時効によって消滅することから、本制度について十分な周知徹底を図ること。当該権利を有することとなる者であつて連絡先が不明のものについて、連絡先の特定等により請求につながるよう、特に配慮すること。

二 特例一時金の支給に要する財源については、組織変更等を行った農林漁業団体から特例業務負担金を徴収する根拠とするための指定法人化を適切に行うとともに、存続組合が農林漁業団体に特例業務負担金を長期前納させること等により、その確保ができるよう指導すること。

三 存続組合が解散に至るまで、一時的な事務量の増加等による要員不足等の問題に適切な対応を行うよう指導すること。

四 存続組合の解散時に在籍している職員について、当該職員の雇用の確保を適切に行うよう指導すること。

右決議する。